

「無線従事者規則の一部を改正する省令案」に対する意見及びそれらに対する総務省の考え方

- 意見募集期間：令和2年6月12日（金）から同年7月13日（月）まで
 ○提出された御意見の件数：72件（提出意見数は、提出意見者数としています。）
 ○とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。
 提出件数72件（法人5件、個人67件）

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|---|--------------------------|
| 1 | 東京瓦斯株式会社 | <p>弊社におきましては、複数の局種の無線局を利用しており、かねてより選任された無線局設備の取り扱いにあわせた操作知識及び技術の向上を目標とした社内教育を実施しておりますことから、無線従事者全体のスキルアップを図るための規則改正と理解し、改正に賛同いたします。</p> <p>しかしながら、今般予定されている規則改正の新設条文と同様の努力義務に係る条項は電気通信主任技術者規則や工事担任者規則にもすでに規定されており、選任された電気通信主任技術者に受講させなければならない登録講習機関が行う講習及び工事担任者に係る認定資格「情報通信エンジニア」のための研修は、資格の範囲全般に渡るスキルアップを狙った講習等となっているものと認識しております。</p> <p>これらの考え方と同等の努力義務を選任している無線従事者全体に課した場合、以下の点を危惧しております。</p> <p>(1)電気通信事業以外の大抵の一般企業免許人の無線従事者が取り扱う無線設備は頻りに変わるものではなく、広範囲に渡る新技術に合わせたスキルアップが課されることとなった場合、一般企業免許人に選任された無線従事者の負担が著しく増加してしまうこと。</p> <p>(2)主任従事者制度を適用していない企業免許人の選任無線従事者は相応の人数があり、選任された無線従事者全員に講習を受講させる場合のコストは非常に大きいものとなることが予想されること。</p> <p>つきましては、これらの点を踏まえて、 イ. 無線設備更新時に社内での教育を実施する等、無線局</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|-------------------------|--|--|--------------------------|
| | | 運用状況に応じた「無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図る」努力義務に留めて頂きたいこと、及び ロ. 費用および時間的な負担のない制度として頂きたいこと。 の2点を要望させていただきます。 | | |
| 2 | 楽天モバイル (株) | 無線技術の高度化が進む中、電波有効利用成長戦略懇談会フォローアップ会合の追加提言にあるように、無線従事者の知識のアップデートが求められております。加えて、今後、Beyond 5Gに向け、グローバルな人材活用が求められておりますので、我が国において無線従事者資格を持たない外国人材が増加することを踏まえた制度運用についても検討をお願いします。 | いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 | 無 |
| 3 | 一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会 | 改正案について賛成します。 アマチュア無線家は、定義に明記されているとおり、新たな通信方式への対応等各レベルに応じ、これまでも自己の知識や技術の向上に日々務めてきており、今後も不変のものと言えます。 当協会としても、その一助となるよう、関係するセミナーの開催や関連情報の提供等に引き続き努めていくこととしていきます。 アマチュア無線分野における国への要望としては、電波利用料財源等を活用し、①リーダーとなる講師等の育成システムへの関与、②個人負担が前提となるスキルアップのためのセミナー等への参加が容易となるよう各種の支援策、③スキルアップの目標となる任意資格制度への関与などをお願いするものです。 | 本改正案に賛成のご意見として承ります。 いただいたご要望につきましては今後の施策の参考とさせていただきます。 | 無 |
| 4 | 一般財団法人 日本データ通信協会 | 無線従事者を含めて資格を有する者に知識・技術の向上の努力義務を求めることに賛成です。 日本データ通信協会では、電気通信事業法の資格(工事担任者)に対する同様の努力義務を実施するための研修及び資格認定(情報通信エンジニア資格)を平成18年から実施しており、研修内容には5G、無線LAN、IoTなど無線に関 | 本改正案に賛成のご意見として承ります。 電波法令改正や電波利用に関する技術等に関する情報についてホームページ等を活用した情報発信に努めて参ります。 | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|------------------|--|---|--------------------------|
| | | <p>する知識・技術も含まれています。</p> <p>情報通信技術の多様化・高度化に対応するためには、無線・有線の双方の知識・技術が求められることから、本改正案が施行された場合は、無線従事者も研修の対象とすることにより本制度に貢献できると考えておりますので、無線従事者に求められる知識・技術などを示して頂きますようよろしくお願いいたします。</p> | | |
| 5 | 一般社団法人 電波教育協会 | <p>当協会といたしましては、このパブリックコメントに対して賛成いたします。</p> <p>急速に発展する無線通信分野において、新たな技術及び法令・制度に精通することは、電波の公平かつ能率的な利用の促進と、安心安全な電波利用の観点から非常に重要なことであり、無線従事者免許を与えられた者の責任と考えます。</p> <p>また、通信大手企業、アマチュア無線分野などにおける電波法違反の事例もあり、社会基盤の維持、国民の生命財産の維持の観点から、電波法を遵守し、個々の無線従事者が常に知識の向上に励むことは、今後の社会発展にとっても大きな意味を持つと考えます。</p> | 本改正案に賛成のご意見として承ります。 | 無 |
| 6 | 個人 | <p>次に該当する無線従事者は、国民の負担軽減のため、当該規定の適用対象から除かれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線技士 ・選任されていない無線従事者 <p>上記の者であっても、努力義務を課す意図が理解できません。</p> <p>どのような理由から適用しなければならないのか如何。</p> | <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G、LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|--|--------------------------|
| 7 | 個人 | <p>電波有効利用成長戦略懇談会令和元年度フォローアップ会合の追加提言には、「無線従事者が常に最新の知識や技術の習得に努めること」は提言されておらず、ただ、「無線通信に関する基礎的知識」を求めています。この第47条に2項を追加することは、提言に沿わない。</p> | <p>電波有効利用成長戦略懇談会令和元年度フォローアップ会合の追加提言の3. ワイヤレス IoT 人材の育成(ウ)において「ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、常に最新の知識にアップデートする仕組みを構築することが重要である」と提言されていることから無線従事者規則を改正するものです。</p> | 無 |
| 8 | 個人 | <p>第一級陸上特殊無線技士 免許証、第二級海上特殊無線技士 免許証、伝送交換主任技術者 資格者証、工事担任者(アナログ・デジタル総合種) 資格者証、基本情報技術者試験合格証書、ITパスポート試験 合格証書 以上を所持しております。</p> <p>無線従事者規則への努力義務の追加は、電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の努力義務と内容的に一致するものであり、それら規則間の統一の観点からも望ましいものと考えます。</p> <p>無線技術は多重通信や無線設備の装置の固体化(半導体化)を始めとして進歩が著しく、それらがいまほど一般的でなかった時代の国家試験の内容は古いものです。また、通信操作に関しても、モールス符号による通信から狭帯域直接印刷電信、デジタル選択呼出装置、船舶自動識別装置、航空機衝突防止装置など自動化が著しく、これらについての適切な知識と操作技術が要求されるようになりました。</p> <p>また、無線技術は情報通信技術として IT との関係が深くなった点も挙げられます。5G のような低遅延技術を支えるモバイルエッジコンピューティング、IoT、コネクテッドカー、RFID、ドローンなどは IT との関係が非常に強いものです。</p> <p>これらの状況に無線従事者が柔軟に対応できるようにするため、無線従事者免許証所持者に操作と技術に関して必要な技能、知識を免許証取得後にも学習するよう義務付けることに意義はあると考えます。</p> <p>空中線系や電波伝搬などは、原理が短い期間で大きく変</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|--|--------------------------|
| | | <p>わるということがないため、知識の維持が中心になるものと思われま。そのため、無線技術のどの分野を重点的に向上させる義務があるかの優先度をガイドラインとして示すべきだと考えます。</p> <p>国際的にも、電気通信連合憲章、電気通信連合条約等で有効な電波の活用のため新しい有効な技術を利用することとなっております。</p> <p>法令の整合性担保のため、また、社会的現状に即した技術及び操作の習得のため、無線従事者規則を省令案の通り改定することは望ましいものと結論いたします。</p> | | |
| 9 | 個人 | <p>無線従事者免許は生涯免許であることから、この書きぶりですと、無線業務から退いた人などを含めた従免を所有する全ての人を対象となってしまいますので、無線従事者に選任されている人のみを対象とするよう、案文を修正願います。</p> | <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |
| 10 | 個人 | <p>【無線従事者規則の一部を改正する省令案】改正省令案には賛同いたします。</p> <p>【意見】</p> <p>a. 趣旨</p> <p>1) 無線従事者資格の有効期間設定。</p> <p>2) 資格更新時の講習受講義務。</p> <p>b. 目的</p> <p>近年、無線技術の高度や使用形態は目覚ましいものがあり、法律での規制が追い付かなくなっていると考えます。これは無線従事者が、自らの技量を高め、日々研鑽し、秩序ある無線設備の運用を心掛けるには、日々の研鑽が必要と思えます。</p> <p>c. 理由</p> <p>今回の改正案では「無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るよう努めなければならない。」とありますが、努力目標では無線従事者全員の向上は望めないと思えます。無線従事者は終身免許となっているのも、取得してしまえ</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|---|--------------------------|
| | | <p>ば、後は何もしないというスキームが発生している現状（特にアマチュア無線技士については顕著）ですので、他の資格と同じように有効期間（5年）を設定するのが望ましいと思われまます。</p> <p>また主任無線従事者制度により、運用者全員が免許を取得する必要が無く、主任無線従事者の責務として、技術の向上が求められます。</p> <p>アマチュア局については主任無線従事者制度が適用されませんが、局の管理者であり運用者なので、講習の受講義務は必要と思われまます。また主任無線従事者制度をアマチュア局に適用すると、社会問題になっている運送業や漁労での目的外運用に悪用される恐れがあるからです。</p> <p>d. 更新講習会内容</p> <p>資格更新の際には、更新前の1年以内に所定の講習を受講し、講習終了後に実施される、効果測定試験で所定の点数を得て、修了した者に更新を許可するようにすれば良いと思われまます。</p> <p>講習の実施機関については、教員免許も終身免許から講習受講の義務化により、大学での講習が義務付けられているので教員免許同様に大学での講習に限るようにしなければなりません。</p> <p>学問の最高の学府たる大学については、近年の高齢少子化により、大学への入学者が減り、収入が少なくなり、十分な教員を雇用や研究が満足に行うためには、この無線従事者の更新講習にて活力を得られると考えられまます。</p> <p>e. むすび</p> <p>従来、終身制であった方式を有期とし、厳格な更新講習を義務付けは頭が硬直化した既得権益を振り回す老害といわれる高齢者（時代に則した高齢者も多数存在）にはイタイと思われまます。誠実な無線従事者諸君の未来ある発展に向けて！</p> | | |
| 11 | 個人 | <p>今回の改正案は「知識及び技術の向上」についての努力条項になっていますが、努力の奨励については大いに賛成で</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|--|--------------------------|
| | | <p>す。</p> <p>ただ、省令によって定めようとするところが頂けない気がします。これは法の定めによって、「しなければならない」ものとしてなされるものではなく、各人が自らの向上心に従って努められるべきものとしてでない、本来の向上にはならないと思うからです。もしやることがあるとすれば、法令に明文化するより先に、自ら知識や技術の向上を目指すような環境・空気を醸成していくことに力を注ぐべきではないかと思います。これは学校教育にも通じることと思います。やりたくなる環境、働きかけについてもっと知恵を絞っていくことが肝要と考えます。</p> | <p>ます。</p> | |
| 12 | 個人 | <p>反対します。</p> <p>他同旨の意見 1 件</p> | <p>本改正案に反対の意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| 13 | 個人 | <p>原案に賛同する。</p> <p>本来、有資格者であるなら、実力の維持は暗黙の了解事項であるから、各資格の関連法令で、実力の維持については明文化する必要は無い。</p> <p>しかしながら、電気通信の工事担任者においては工事担任者規則第 38 条第 2 項で努力義務として明文化されている（但し努力を怠っても罰則は無い）ことを踏まえれば、無線従事者規則にも同様に明文化して法令間の整合性を取ることに賛同する。</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| 14 | 個人 | <p>原案に賛成します。</p> <p>無線従事者は、その業務が生命財産にかかわる場合もあり、免許さえ取ればこっちのもの、という考えを持ってはならないと考えます。</p> <p>また、科学技術は進化していくものであり、無線従事者も現状維持ではなく常に知識や技術の向上に努めるべきです。</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| 15 | 個人 | <p>昔のうちに無線従事者の資格を取得したものの時の経過に伴う電波の知識の陳腐化は私自身実感しているところであり、これに対応すべく省令の改正（無線従事者規則）で手当て願いたく思います。</p> | <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技</p> | <p>無</p> |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|---|--------------------------|
| | | <p>1. 一定期間無線従事者として従事していないものを対象とするフォローアップ講習の実施。</p> <p>2. 1.の対象とするのは、現にその無線従事者資格による無線局の従事者として専任されていない者、海上無線業務においては現に有効な船舶局無線従事者証明書を有していない者のいずれでもある者を対象とする。アマチュア無線業務は対象外とする(「自己訓練」「技術的研究の業務」を謳っており、従事することで目的は達成されるため)。それ以外の者も任意で受講可能とし、無線設備の操作に関する知識及び技術の向上の機会を与えるものであること。</p> <p>3. 一定期間前項の対象者で講習を受けていないものを新たに無線従事者に専任しようとするときは、免許人は当該者に講習を受けさせなければならないこと。</p> | <p>術の向上に努めることを規定するものです。</p> <p>また、無線従事者が無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努める方法として、民間団体等による講習会等の実施について検討して参ります。</p> | |
| 16 | 個人 | <p>原案通り賛成する。</p> <p>特に、アマチュア無線技士に於いて本改正は大変有効と思う。</p> <p>第一級アマチュア無線技士さえも電気通信術の試験が廃止され久しいが、免許を取得すれば後は何もせずただ運用するのみで「自己訓練」とは程遠い現状も様々な媒体等で見受けられる。</p> <p>今回の改正案は「努力義務」だが将来的には「義務」化する方が望ましいと思われる。</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> | 無 |
| 17 | 個人 | <p>1. 無線従事者としての努力義務と理解してよいか。</p> <p>2. 本件に関する罰則規定はなしとの理解でよいか。</p> <p>3. 技術スキルの維持・向上に向けて、現行の「主任無線従事者制度」のように認定機関による「スキルアップ講習会」も視野に入れているのか明らかにされたい。</p> | <p>本改正案は全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものであって罰則規定を設けるものではありません。</p> <p>無線従事者が無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努める方法として、民間団体等による講習会等の実施について検討して参ります。</p> | 無 |
| 18 | 個人 | <p>以下の理由でアマチュア資格には適用しないように求めます。</p> <p>1. アマチュア無線局は無線技術に関する個人的な興味によ</p> | <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ(ローカル5G, LPWA等)が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|--|--------------------------|
| | | <p>る通信や、技術的研究を行うことを目的としています。</p> <p>最新の技術や知識の向上を自らの興味に沿って行うもので、定期的な外部からの決められた分野が異なる可能性が高いこと、自ら新しい技術を実験したい人や新しい電波形式になるものに取り組むためには自ら学ぶことが必要であること</p> <p>2. 今後これに伴って講習会や研修などの導入が当然考えられていると思うが、アマチュア無線ではなじまないと思われること、今回のパブリックコメントでは無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならないとあります。</p> <p>一方でアマチュア無線においては業務に使用する、あるいは、バンドプランを守らない違法無線で正しい運用をしている人々に混信を与えている80条報告が多く上がっています。</p> <p>知識及び技術の向上だけでなく、電波法についての遵守も同様にリマインドしていく必要があると考えて追加意見として書かせていただきます。</p> | <p>の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> <p>また、不法電波の取り締まりをはじめとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p> | |
| 19 | 個人 | <p>おおむね、案のとおりかと思えます。</p> <p>次の3点についてご教示願います。</p> <p>1. 本件努力義務規定案は、無線従事者のいわゆる「スキルアップ」を図ることが目的と考えますが、その旨でよろしいかご教示願います。</p> <p>2. 個々の無線従事者の努力によるだけでは、十分なスキルアップにはならないことがあると考えられます。そこで、集合研修又は展覧会参加等によるスキルアップができると考えますが、現時点における、総務省で想定されている具体例をご教示願います。</p> <p>3. 2. で想定されるスキルアップのための研修等について、総務省自らが奨励施策として主催、後援又は参画等することができると考えられますが、想定されている施策等がありましたらご教示願います。</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>1について</p> <p>本改正案は、ご理解のとおり全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> <p>2, 3について</p> <p>無線従事者が無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努める方法として、民間団体等による講習会等の実施について検討して参ります。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|---|--------------------------|
| 20 | 個人 | <p>法令の改正となる基本的な点に間違いがあるため反対する。</p> <p>このような法令の変更を行う際にまずはその背景を明確にすべきである。</p> <p>努力義務を課して定期講習などを設け、関連公益法人の業務拡大を図ろうとする意図があれば本末転倒である。</p> <p>また現在の一般的な工学、法規の知識を問う無線従事者国家試験の延長上に追加で法令上の努力義務が課されることは、過去の合格者を最新の合格者と同等レベルとすべく常に新問題を既存の従事者に解かせることとみなされるが、実際の業務上はほとんど意味がない。</p> <p>例えばアマチュア無線に関しては現実に即した無線従事者としてのレベルアップはむしろ既存の公益法人やアマチュア無線クラブなどが本来業務の中の啓発普及活動の中で行うものである。</p> <p>もし電波の規制上新たに問題があれば、本来の国家試験に” 道徳” など新しい学科を設けて継続的に向上しうる資格として無線従事者の資質を問うべきである。また自動車免許更新の” 安全運転講習会” 的なものであれば、これは多岐にわたる公益法人や任意団体の範疇で行うべきものであり法令でこれを義務化する理由は何もない(なんでも個人に介入し法律にするな)。</p> <p>このような法令改正よりアマチュア無線に関しては機能不全で赤字破綻を目前にした2公益法人の統廃合やコスト低減など総務省が主導的にアドバイスし取り組むべき課題は多い。</p> <p>また煩雑で劣った免許制度を諸外国並みに簡素化するなど、行政コストの低減に向けた法令改正としてより喫緊で優先度のある項目に取り組まない総務省の姿勢は不作為の非りを免れない。</p> | <p>本改正案に反対のご意見として承ります。</p> <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ(ローカル5G, LPWA等)が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えずに効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |
| 21 | 個人 | <p>今更、こんな省令案は不要です。</p> <p>アマチュア無線は各自が切磋琢磨して、自分で使う、作</p> | <p>本改正案に反対のご意見として承ります。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|---|--------------------------|
| | | る、考えるなどを行うことが当然であり、このような、省令案は不要と考える。 | | |
| 22 | 個人 | <p>第3級アマチュア無線技士は、モールス信号による通信が許されています。</p> <p>しかし、現状では、空中線電力が目的で、免許を取る方が大多数であり、したがって、免許があっても、モールス信号による交信ができない方が多数おります。</p> <p>モールス通信は、現在ではアマチュア無線のみに使われる伝統ある通信手段であり、通信技術であります。</p> <p>ですから、技術向上への努力義務を掲げることにより、モールス通信に対する技能習得を目指す催しものなどを活発に行うきっかけとなると思います。</p> <p>私も、講習会などを実施し、普及につとめて参ります。そして、この文化を大切に引き継いでいきたいと思っております。</p> | 本改正案に賛成のご意見として承ります。 | 無 |
| 23 | 個人 | <p>……に努めなければならない。などと、政府がこのような本人の自由意思に任せておいて何の問題もない内容を、義務化し強制することなど許されない。大きなお世話である。主権者国民に対して奉仕者であるはずの公務員が、立場を忘れて国民の上に君臨する支配者にでもなったつもりか。</p> | 本改正案に反対のご意見として承ります。 | 無 |
| 24 | 個人 | <p>アマチュア局にも効果が及ぶと思われませんが、ただでさえ敷居の高いアマチュア無線局にさらなる敷居の高さを感じさせるような文言追加と取れるため反対です。学習をさも義務のようにとらえ、利権団体やスクールが現れる可能性もあり、業界が不健全化するだけだと思います。</p> | 本改正案に反対のご意見として承ります。 | 無 |
| 25 | 個人 | <p>私は第一級総合無線通信士を取得し、船舶通信士をしています。</p> <p>「無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るよう努めなければならない」とありますが、現場の通信士の現状を踏まえて意見を言わせていただきますと、60代以上の通信士はパソコン関係が弱く最新のインマルサット系通信機器の操作に戸惑っています。</p> <p>「知識及び技術の向上」を担保するには定期的な更新講</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>本改正案は全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものであって罰則規定を設けるものではありません</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|---|--------------------------|
| | | <p>習が必要なのではないのでしょうか。船舶通信士でも陸上に比べれば遅いですが、新しい機器が増えてきています。</p> <p>ただ、自動車運転免許のように失効免許取消では無く、失効講習を受講すれば復活できるようにしていただきたい。複数の免許取得者は経費がかさみますので講習費や再免許にかかる費用の軽減等の配慮をしていただきたいと思います。</p> | | |
| 26 | 個人 | <p>改正案に条件付きで賛成します。</p> <p>今般の改正案には無線従事者が無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るべきと認識する・進んで努力しようと思うに足る環境（電波環境を含む）が維持されることが必要不可欠と考えます。</p> <p>具体的には、今般のCOVID-19の影響で中止された無線従事者国家試験の代替日での振替実施や、無線局運用上の通信操作に係る法令順守意識の妨げになる違法運用局への指導・取り締まりの徹底などが必要と考えます。今般の改正案にはそのような環境整備も勘案したうえでの改正と理解します。これらの無線従事者各人の意識向上に必要な環境整備が伴わない改正案には反対します。</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>COVID-19の影響で中止された無線従事者国家試験の一部については、指定試験機関である公益財団法人日本無線協会が受験者の安全面に配慮し代替日での臨時試験を行います。</p> <p>また、不法電波の取り締まりをはじめとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p> | 無 |
| 27 | 個人 | <p>1. 結論 省令改正案に反対する</p> <p>2. 理由</p> <p>1) アマチュア無線技士の免許所有者者について</p> <p>総務省が管轄する工事担任者においても資格取得者に対して、技術進歩が大きい資格の背景を鑑み資格取得跡も定期的に法律改正、新規技術の習得に努めることが義務づけられている。</p> <p>この理念は非常に良いことであり、推進するべきと考えます。</p> <p>一方、今回の省令改正は無線従事者免許取得者に対するものである。</p> <p>総務省は周知のように、旧電話級を含む第4級アマチュア無線技士の免許取得者は300万人を超えている。無</p> | <p>本改正案に反対のご意見として承ります。</p> <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G, LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えずに効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|--|--------------------------|
| | | <p>線従事者資格では最も多い取得者数である、</p> <p>2) アマチュア無線業務の定義について アマチュア業務とは、「金銭上の利益のためではなく、専ら個人的な無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局」とある。 つまり、アマチュア業務の定義からすると、「みずから個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練通信技術的研究を行う」とあるので、アマチュア業務に従事しているからには、アマチュア業務であるからして、個人的興味、自己訓練。通信技術的研究の目標、到達度には大きなばらつきがあることは事実である。 しかし、「みずから個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練通信技術的研究を行う」ことの定義そのものは変化していない。つまり、昭和 27 年にアマチュア無線が再開してから 70 年以上本無線従事者規則の一部を改正する省令案の主旨に沿った活動を続けてきた事実を総務省は認めなければならない。</p> <p>3) 無線従事者の資格別に異なる点 今回の省令改正では、「無線従事者」でひとくくりにしているが、無線従事者には無線有事者を生りあい、つまり所得を得るために無線に従事している資格と、アマチュア無線従事者のように、「個人的興味無線技術の興味によって自己訓練、通信および技術的研究」であるからして、所得を得ることを目的としていない。 この「所得を得ることを目的としていない」ことについては、総務省はアマチュア無線従事者に本無線従事者規則の一部改正において、アマチュア無線従事者に対して、熟慮して考慮すべき案件である。</p> <p>4) アマチュア無線従事者に課する省令改正の意味合い 前記したように、アマチュア無線従事者は無線従事することが所得を得ることを目的としていないことから、工事担任者の事例を参考にして、アマチュア無線従事者に</p> | <p>術の向上に努めることを規定するものです。 なお、ご指摘の工事担任者に係る講習については、工事担任者が努めるべき端末設備等の接続に関する知識及び技術の向上を図るための手段の一つとされているところ、総務省はその受講を義務付けてはいません。</p> | |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|---------|--------------------------|
| | | <p>課せられる課題を考える。</p> <p>工事担任者の場合には、日本データ通信協会が定期的に有資格者向けの講習を有料で行っている。</p> <p>これと同じことをアマチュア無線従事者に課した場合、アマチュア無線の定義「みずから個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練通信技術的研究を行う」ことを総務省自体が否定することになるのではないか。</p> <p>つまり、アマチュア無線業務に従事することが、「自己訓練通信技術的研究を行う」技術的向上を否定するものである。</p> <p>また、金銭面でアマチュア無線従事者を考慮すると、工事担任者と同様の有料の講習会の受講を強制した場合、300万人の内相当数、さらにはアマチュア無線局数約40万局の内かなりの方々がこの有料の資格講習会を受講するためにアマチュア無線をやめる可能性があることが推定できる。</p> <p>繰り返し述べるが、アマチュア業務は、他の無線従事者資格とは業務の目的が異なることを総務省はよく理解して、賢明な配慮を行うべきである。</p> <p>3. 意見、まとめ</p> <p>アマチュア無線は、「金銭上の利益のためではなく、専ら個人的な無線技術の興味によつて自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局」であるからして、つねに自己訓練。通信及び技術的研究を行う業務である。</p> <p>つまり、本無線従事者規則の一部改正を行う前、昭和27年当時より、本省令改正の目的を有して実行してきた事実がある。</p> <p>加えて、仮に有料により総務省が管轄する工事担任者と同じような講習会への参加を義務付けした場合には、300万人の無線従事者、40万局のアマチュア無線局が本省令改正により無線従事者の行使を放棄することにより、アマチュア無線局の局数が大幅に減少することが予想される。</p> | | |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|--|--------------------------|
| | | <p>以上より、アマチュア無線従事者にたいしては、「金銭上の利益のためではなく、専ら個人的な無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局」のアマチュアの定義を遵守する特別の配慮が必要である。</p> <p>以上を鑑み、本無線従事者規則の一部を改正する省令案に反対する。</p> | | |
| 28 | 個人 | <p>改正に反対します。特に、アマチュア無線技士の除外を要望します。</p> <p>アマチュア無線においては、アマチュア業務が、電波法施行規則第3条第15項により、「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。」と規定されており、すでに、アマチュア業務の目的に、技術向上は含まれていると考えられます。ここで規定することは、重複となり、改めて規定する必要はないと考えます。</p> <p>また、この条文により、技術向上を目的として、定期的な技術講習受講が義務化されることが考えられますが、すでにアマチュア業務として自己訓練を行っているアマチュア無線技士にとっては必要なく、また、大きな負担となります。アマチュア無線技士について除外を要望します。</p> | <p>本改正案に反対のご意見として承りました。</p> <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G, LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えずに効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> <p>したがって、定期的な講習等の受講を義務化するものではありません。</p> | 無 |
| 29 | 個人 | <p>改正無線従事者規則の施行前に免許の交付を受けていた者については、今回の改正によって追加されたスキルアップの努力義務は課せられないことを明記すべきではないでしょうか。</p> <p>あるいは、施行前に免許の交付を受けた者であっても努力義務が課せられるのであれば、義務を望まない者が行使できる自主的な返納規定を設けるべきではないでしょうか。</p> <p>現行の無線従事者規則には免許の取り消し処分による返納規定はあるものの、例えば高齢者自動車免許の返納のような</p> | <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> <p>ご指摘のとおり、無線従事者免許証については自主的な返納に関する規定は設けておりません。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|--|--------------------------|
| | | 自主的な返納については規定がないように思われます。 | | |
| 30 | 個人 | <p>無線に関する技術は日々進化する側面があるため、本省令の改正に賛成します。</p> <p>但し、今回の改正案である「無線設備の操作に関する知識及び技術の向上」を達成されるために、総務省または無線従事者に関係する団体により、最新の知識や無線技術を学ぶ講習会を開催したり、インターネットで公表する等、学習の機会に関してご支援をいただけるとありがたいと考えます。</p> <p>私事となりますが、無線従事者免許証が交付されたものの、個人の事情により長期間従事していない者にとっては大変助かります。</p> <p>今後の省令改正や法令改正、または御省の事業としてご一考いただけますと幸いです。</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>無線従事者が無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努める方法として、民間団体等による講習会等の実施について検討して参ります。</p> <p>また、電波法令改正や電波利用に関する技術等に関する情報についてホームページ等を活用した情報発信に努めて参ります。</p> | 無 |
| 31 | 個人 | <p>賛成であります。</p> <p>従事者でありながら、操作、技術の向上を行っていない者にたいして廃止等の通達はできるのであればさらによいです。</p> <p>例えば、警察官、漁船などの業務で使用している免許を持っている者も対象にすると、操作、技術の向上を行っているとは言い難い面があると思います。</p> <p>以下はその事例です。</p> <p>現状の設備でほぼ特定の者と通信する者 通信はほぼ行わないが、技術向上に努めている者 ジャッジは難しいのでは？</p> <p>アマチュア無線にかぎって言えば、市販の物、あるいはソフトで交信するだけの場合はどのように技術該当するのか。</p> <p>電波法が厳しさと、技術がとてつもなく進歩したために、自作できるものはほぼアンテナと周辺機器に限定されているため技術向上に該当できるのか。</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |
| 32 | 個人 | <p>本件の改正には反対します。</p> <p>なぜ官僚はこうも「曖昧且つ解釈の変更が可能な文言」でしか書けないのか。</p> | <p>本改正案に反対のご意見として承ります。</p> <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G、LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービス</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|--|--------------------------|
| | | <p>現政権下では、その法律等の曖昧な文言による解釈の変更等で、時の権力者がどうにでもできる抜け穴等々を使い、好き勝手な言い訳的解釈等による「国民権利の取り上げや縛り等々」が行われている事に国民は気が付き始め、いつまでも騙されない者が増えている。</p> <p>今回の改正の目的の一つに「権利の制限・剥奪」がある事は十分に見据えられる。</p> <p>いかにも「社会の変化に対応する」かのように見せかけ、公益法人の様な天下団体やそれらに関する利権者が「有料」で開催する講習会やセミナーに参加しない者に対しての「資格剥奪等」を目的にする事さえ見えて来る。</p> <p>ドローンフライト等の管理に於いても、社団法人や**協会等々に参加し、法的にも必要のない会費等の支払いを義務とし、無視する事が出来なくされている現状と同じ道をたどる事だろう。</p> <p>もし技術的、法的に新たに必要とされる項目等があれば、今でも当事者自らが学ぶ事は皆自らが率先して実行しており、学ばない者は現社会では務まらない社会となっている。また、そんな最新技術を必ずしも必要としない有資格者(アマチュア無線技士等)にまで、一纏めに従わせる事もできる様な文言を追加する事は絶対に止めるべきだ。</p> <p>またこれらの「パブコメ」は、立法・行政等が保身の為の言い訳の証とする為に「単に国民の意見を聞いているフリ」だけの見せかけ事で、結果は一般国民の意見を無視し「権力者と政財界等の意見だけしか考慮しない現状」である事自体が大きな問題である。</p> <p>これ等は、憲法第3章第15条2にも書かれているが、一部階級の者にだけ忖度する行政であり、憲法違反にも当たるのではないだろうか。</p> | <p>が提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えずに効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早い為、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | |
| 33 | 個人 | <p>反対します。日常的に努力研鑽しているのに、わざわざ条文化する必要はありません。</p> | <p>本改正案に反対のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| 34 | 個人 | <p>本改正案は以下の理由からアマチュア無線技士には適用</p> | <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ(ローカル5G, LPWA等)</p> | <p>無</p> |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|---|--------------------------|
| | | <p>しないことを求めます。</p> <p>1) アマチュア局が行うアマチュア業務は「個人的な無線技術の興味」に基づくものであり、これに基づいてアマチュア無線技士が取得されます。そのためその資格者の状況や環境は非常に多岐に亘っていると想定されます。従って、アマチュア局を開設していない(構成員ではない)期間については努力できない場合があることが許容されるべきと考えるため。</p> <p>2) アマチュア無線技士はアマチュア業務のみを行うための資格であり、アマチュア業務は「自己訓練、通信及び技術的研究」です。従って既に本改正案の内容が含まれていると考えるため。また同様の規定を他の箇所に異なる表現で追加することは混乱を招く恐れがあると考えるため。</p> <p>3) 本改正案の内容はいわゆる専門職の従事に要求される資格向けの規定と考えます。従ってアマチュア業務を行うアマチュア無線技士はこれらの資格に該当しないと考えるため。</p> <p>アマチュア無線技士の一人として、アマチュア無線技士全員が本改正案のような努力ができることを望みます。しかし、アマチュア業務の特性からその資格者の状況や環境は非常に多岐に亘っていると想定されること、およびその資格の取得は職務への従事が目的ではなく興味に基づくことから、アマチュア局を開設していない(構成員ではない)資格者に努力義務を規定することは適正ではないと考えます。さらに、アマチュア業務は努力すること自体が業務に含まれているため、アマチュア無線技士には本改正案を適用しないことが適切で、グローバルなアマチュア無線の発展につながると考えます。</p> | <p>が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えずに効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | |
| 35 | 個人 | 無線従事者免許証交付者のうち、アマチュア無線業務用免許証交付者に関しては、その免許証の取得自体が、電波法施行規則第3条第1項第15号「金銭上の利益のためでなく、 | 近年、新たなワイヤレス活用ニーズ(ローカル5G, LPWA等)が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波 | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|--|--------------------------|
| | | <p>もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。」にあるとおり、言わば、個人の自己啓発によるアマチュア無線業務無線局の運用でなければならず、既に、常に、知識及び技術的向上に励んでおり、当該当箇所の、無線従事者規則第四十七条新設事項は、指針の二重定義となるため、及び、アマチュア無線業務は「無線設備の操作に関する知識及び技術」のみならず、より広範囲の無線局運用全般に渡る知識及び技術が必要となるため、当該当箇所の新設事項は、アマチュア無線業務に関しては適用を除外すべきであります。</p> | <p>の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | |
| 36 | 個人 | <p>無線従事者規則の一部を改正する省令案についてですが、無線従事者が常に最新の知識や技術の習得に努めることを法律として定める事はたいへん良いと思います。ただ、無線従事者資格の種類が、総合、海上、陸上、アマチュアの4つに分かれています。特に陸上第一級無線技術士及び陸上第二級無線技術士については、時代の技術革新が早いので、最新の知識及び技術の取得を、毎年1回以上、日本無線協会等の機関で実施する技術講習会に強制的に参加させるべきです。</p> | <p>本改正案に賛成の意見として承ります。</p> <p>なお、全ての無線従事者資格を有する者が常に最新の電波法令に基づくルールを含む知識及び技術を持つための手段については、法令等で規定する予定はありません。全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めていただきたいと思います。</p> | 無 |
| 37 | 個人 | <p>「知識及び技術の向上を図る」ことが奨励されることは十分に理解できることですが、それは己を高めることであって、他者からやらせることではないと思います。条文化されるというのは、本人の意思の外からやらせようとする他に他ならず、意義としては薄める効果しかない気がします。</p> <p>罰則規定や、具体的な行動を示唆する内容は盛り込まれていないので、いわゆる努力義務ということなのでしょうが、こんなものを盛り込むことより、無線従事者自身がそういう努力をしたくなるような魅力ある働きかけを模索していただきたく思います。</p> | <p>いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 38 | 個人 | <p>提案の努力規定の追加は、 電波法施行規則第3条第1項第15号</p> | <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G、LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービス</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|---|--------------------------|
| | | <p>アマチュア業務 金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。</p> <p>という施行規則との整合が図られないように考えます。</p> | <p>が提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えずに効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | |
| 39 | 個人 | <p>改正案に対し「アマチュア無線技士も対象することに反対」の意見を述べます。</p> <p>そもそもアマチュア業務とは、電波法施行規則第3条第1項第15号には「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。」と規定されており、アマチュア業務を行うこと自体に改正案の「無線設備の操作に関する知識及び技術の向上」を包含しています。また、趣味の資格で面倒な CPD (Continuing Professional Development) のようなものの義務を課せられると、アマチュア無線への参入障壁にもなりかねません。</p> <p>さらに、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 例えば技術士の CPD 活動のように、「講演会で寝ていても CPD ポイントが得られる」ような、本来の目的から逸脱した運用の横行。 2) 「CPD が JARL の資金源になる」のようにアマチュア無線、JARL もしくはアマチュア無線家を「金のなる木」としか考えない風潮の助長 <p>を懸念します。これらは、健全なアマチュア無線の健全な発展を阻害しかねません。</p> | <p>本改正案に反対のご意見として承ります。</p> <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル 5G, LPWA 等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えずに効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|--|--------------------------|
| 40 | 個人 | <p>無線従事者規則を改正する事は反対である 何故このような項目が追加されなければならないのか 「目的」が明確にされていない内容が意見募集されるのか組織に疑問を感じる。</p> <p>余計な項目を追加した場合、これに反しているからという理由で無線従事者免許をなく奪する可能性も見えてくる。政権が無線放送をプロパガンダ利用するために独占する可能性も否定できないので、少しでもその余地を作ってしまうので反対である</p> <p>はじめに「技量」を試験で判断して免許が交付しているにも関わらず、改めて定期的実施するのは、外郭団体の新たな収益源を確保するためとうがった見方をしてしまう。その可能性を内在している内容なので一切反対である。</p> <p>提案 総務大臣又は総合通信局長は、免許の交付を受けたものが無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図れるように努めなければならない。 手段は違うが、無線従事者の知識向上の主な趣旨とするのであれば、行政から行うのが費用も掛からず有用である。</p> | <p>本改正案に反対のご意見として承ります。</p> <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G, LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |
| 41 | 個人 | <p>基本的に趣旨には賛同致します。</p> <p>ただし、アマチュア無線愛好家としては、アマチュア無線業務になじみにくい項目が頻出する可能性を考慮して、具体的な指針については一般社団法人日本アマチュア無線連盟と協議されることを要望致します。</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 42 | 個人 | <p>賛成します。</p> <p>すでに同様な努力義務が規定されている有線通信における資格との対照上も、制度的な美しさもたらされます（工事担任者規則 38 条 2 項（2005 年追加）、および、電気通信主任技術者規則 40 条 2 項（2009 年追加））。</p> <p>ただし無線従事者には、「趣味」として無線通信を楽しむアマチュア無線技士が含まれています。その点で、有線通信</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|--|--------------------------|
| | | <p>における資格群とは、事情が異なっています。 そのようなアマチュア無線技士に対しては、どのような「知識及び技術の向上」策が相応しいのか、本新制度の実運用策について、一般財団法人日本アマチュア無線振興協会および一般社団法人日本アマチュア無線連盟などの代表的団体と、協議・整合されることを望みます。</p> | | |
| 43 | 個人 | <p>大筋で賛成する。近年の ICT における進化は著しく、また当分野における諸外国の成長も顕著である。我が国の技術力および産業地位の維持・向上のために、当該改正は必要と考える。</p> <p>一方で、アマチュア無線技士に対してはこの改正はそぐわないため、規定の対象より除外するべきと考える。</p> <p>なぜならば、アマチュア業務それ自体が、国際電気通信連合憲章ならびに我が国の電波法施行規則によって、「金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務」と定義されているからである。当該改正案にある「無線設備の操作に関する知識及び技術の向上」は、当然「自己訓練、通信及び技術的研究」の範疇に含まれていると解釈でき、したがってアマチュア無線技士に対しては既に法的に自然に要求されているものと考えられる。</p> <p>ここで、この要求には、「もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う」という、非常に強い自主性が伴っていることに注意したい。この強い自主性こそがアマチュア業務の本質的部分であり、広範な分野に渡る「自己訓練、通信及び技術的研究」を可能にしている。先だつての「電波有効利用成長戦略懇談会 令和元年度フォローアップ会合」における提言や、それを受けた無線局免許手続規則改正では、アマチュア業務を IoT 人材育成へ利活用しようという、進歩的な価値付けがされた。ここでもまさに、アマチュア業務の自主性と広範さに対して、大きな役割が期待されている。</p> <p>したがって、アマチュア業務における「無線設備の操作に</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル 5G, LPWA 等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|---|--------------------------|
| | | <p>関する知識及び技術の向上」は、努力義務という形で上から強制されるべきものではなく、それよりも遥かに強い自主性によって自然になさるものである。</p> <p>以上の理由により、この度の努力義務規定をアマチュア無線技士に対しても適用させることは、ある種のダブルスタンダードを生むばかりか、アマチュア業務の自主性の非尊重にもなり得ると考える。ゆえに、当該改正案は、アマチュア無線技士をその対象から明確に除外した上で施行されることを強く望む。</p> | | |
| 44 | 個人 | <p>利益を追求しないアマチュア業務である以上、無線設備の操作に〔新設〕関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならないとは思いますが、文章として書き込む必要はないと考えます。</p> | <p>電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めること促進するため、省令に規定するものです。</p> | 無 |
| 45 | 個人 | <p>すべての無線従事者免許に対してこの条文が必要である理由を説明してください。</p> <p>また、なぜ第47条(免許証交付)に追加したのか意図を説明してください。</p> <p>また、アマチュア無線従事者免許に『前項の規定により免許証の交付を受けた者は、無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならない』を一括して追加することに反対します。除外規定を追加してください。同様な既定の存在する資格について他の方がお調べになった資料を拝見すると、複数のケースで国家資格に加えて別の資格講習、審査を受けなくてはならない運用になっているとのこと。</p> <p>そもそもアマチュア業務は『金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的に無線技術に興味を持ち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務』(国際電気通信連合憲章より)、『金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。』(電波法施行規則より)との規定があります。</p> | <p>電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムが発射する電波が他の無線システムへ有害な混信を与えることがあってはなりません。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大し電波を巡る環境が変化する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|--|--------------------------|
| | | <p>ここで自己訓練との言葉が使われています。一方今回の改正案に『自己』の文言はありません。</p> <p>無線技術は非常に多岐に渡る分野であり、何に取り組むかは各人の自由でなくてはなりません。一方で発射する電波が誰かに迷惑をかけるようなことがあってはなりません。そこで一定の知識を確認するためのしくみが無線従事者免許であると理解しています。</p> <p>放送局、業務局は電波を利用した結果が目的ですが、アマチュア局は電波に関わるあらゆるコトが興味の対象であり、ある意味放送局や業務局よりカバーする範囲が広いのです。</p> <p>広い範囲から何を選択しようと自由です。ですが条文が追加されれば『努めた』ことを第三者に証明できなくてはなりません。基準が必要ですが自由に選択したものに『向上を図るように努めた』ことを証明する手段などありません。証明手段が無いようなルールは作るべきではありません。</p> | | |
| 46 | 個人 | <p>無線の技術向上は、必須だと思います。従事者免許は、一度受ければ終生免許でありますので、技術向上に努める規定があることは、運用者に必要です。</p> | 本改正案に賛成のご意見として承ります。 | 無 |
| 47 | 個人 | <p>無線従事者に、新たな制度が必要ではない状況。</p> <p>どちらかと言えば、不法局に対する無線従事者免許欠格事項に、するべきである。</p> <p>上級HAM資格の取得のしやすい環境が必要ではないかと思う。</p> | <p>本改正案に反対のご意見として承ります。</p> <p>なお、不法電波の取り締まりをはじめとする、電波の適正な利用環境の保護に取り組んで参ります。</p> | 無 |
| 48 | 個人 | <p>【提出する改正案】</p> <p>前項の規定により免許証の交付を受けその業務に従事する者は、その者が使用する無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならない。</p> <p>【理由】</p> <p>免許証を受けた者に対して一律に無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めるよう義務を課すことは、その業務に従事していない者においては過大な負担である。この</p> | 本改正案は、電波利用が拡大し電波を巡る環境が変化する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。 | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|--|--------------------------|
| | | <p>ため、本努力義務を課す対象をその業務に従事する者に限定すべきである。</p> <p>また、各無線従事者資格で操作できる範囲は広範であるため、その資格で操作できる無線設備のすべてについて知識及び技術の向上に努めるよう義務を課すことも過大な負担である。このため、本努力義務を課す対象をその者が使用する無線設備に限定すべきである。</p> | | |
| 49 | 個人 | <p>最新の技術と知識を常に保持することに異論はないものの、ことアマチュアに於いて広く幅広い分野を網羅する必要があるかと言えばそうではなく、其々の個人が研鑽し、興味のある分野に対して知識を深める事に意義があるとおもいます。</p> <p>この度の改定のいとるところが、強制的に定期的な講習会等の受講義務が発生することだとすれば、アマチュアに与えられている自由な学びをなくす事になりかねないので、アマチュアに対しては、この限りではない事を付け加える、又は、この改訂を行わない事を希望します。</p> | <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G, LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> <p>したがって、定期的な講習等の受講を義務化するものではありません。</p> | 無 |
| 50 | 個人 | <p>本提言について技術的な視点から反対する。</p> <p>無線通信では「新しい技術が良い」とは限らないため、法令でもって一律に義務付ける必要はない。</p> <p>免許取得の際に最低限の知識および技術を習得し、使用する無線設備に応じて自助努力すべきである。</p> <p>加えて新しい技術の価値は無線設備の需要と供給によって決定されるべきである。官と民では各技術の需給が必ずしも一致せず、それゆえ「よい技術」は必ずしも官民で一致しない。民間の技術評価に国が介入すれば、官民の違いを度外</p> | <p>本改正案に反対のご意見として承ります。</p> <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G, LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であ</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|--|--------------------------|
| | | <p>視した「悪い技術の押し付け」に繋がるおそれがある。よって国は民間にゆだねるべきである。</p> <p>1. 技術的視点</p> <p>1-1. 商業分野</p> <p>商業利用においては市場原理により知識をアップデートするプロセスが完成している。一般的に陳腐化が激しい分野ほど淘汰圧も激しいため、無線従事者にも技術的見地の程度に応じてスクリーニングが実施される。その一方で「枯れた」技術しか必要としないワイヤレス技術も依然として存在しており、それらのみを使用する限り最新の知識と技術は不要である。そのため、少なくとも「全ての」無線従事者が「知識及び技術の向上」を実施して最新の技術を習得する必要はない。</p> <p>以上から無線従事者に何かしらの義務を課すとして「市場原理では不十分であること」「市場原理の欠陥により現行制度を変更しなければならないほどの問題が生じていること」「市場原理を上回る効力を発揮すると想定されること」「最新技術が不要な従事者に対して義務を強要しないこと」</p> <p>の4点が必要であると思料する。しかるに本提言ではこれらについて一切論考されておらず「～ならない」と義務を示唆するほどの根拠は存在しない。</p> <p>1-2. アマチュア業務</p> <p>アマチュア業務では「各アマチュア無線家の技術の探求」こそが本質である。それゆえ何かしらの手段によって技術の新旧を定義すること自体が失当である。百歩譲って「最新技術」なるものが存在するとして、アマチュア業務の「技術」は多様なアマチュア無線家が新旧技術を共有し融合することで研鑽される。それゆえ何かしらの手段で新技術と旧技術の評価に差をつけることは、アマチュア業務の多様性を喪失せしめることに繋がりがなく、アマチュア業務への冒涇である。むしろアマチュ</p> | <p>ると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです</p> | |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|--|--------------------------|
| | | ア業務の新技术探求を妨げているのは包括免許を認めずに煩雑な申請を強要している現行の免許制度である。 | | |
| 51 | 個人 | <p>この改正案の核となる精神については、昨今の急激な技術の進歩に乗り遅れることなく、最新の知識や技術を習得し実用に供するべきであるという観点から、賛同します。</p> <p>しかしながら、本改正案の「知識及び技術の向上」が一定程度達成されているかどうかを、定期的もしくは適時に、講習または試験等の方法で有償で行うことまで今後実施することを想定考慮されているとすれば、アマチュア従事者に対してはかような講習や試験の適用対象とすることには明確に反対します。</p> <p>その理由は、アマチュア局については電波法施行規則第4条24に定められる通り、「金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局」とされているところ、このようなアマチュア局を操作するアマチュア従事者においては、自己の操作する無線設備に関して当然にその最新の知識及び技術の向上を図るからです。</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> <p>したがって、定期的な講習等の受講を義務化するものではありません。</p> | 無 |
| 52 | 個人 | <p>改正案に賛成します。</p> <p>無線従事者に限らず技術者の社会的責任の増大と技術の高度化に伴い、資格保有者の知識と技術の向上は益々重要性を増しており、特に技術の進歩が急速で極めて大きな社会的役割を担うようになった無線分野では、この分野に携わる無線従事者に対する不可欠の要件であると考えます。国際的にも技術者の知識・技術の向上を図る継続教育の仕組みとしてCPD (Continuing Professional Development) 制度が普及しつつあります。日本でも近年多くの学協会においてCPD制度が実施されています。</p> <p>この省令改正案に沿う無線従事者の知識・技術の向上には、電子情報通信学会のCPD制度(注)が活用できます。また、無線関連の業界団体が提供している多くの講演会やセミナーなどの知識普及活動も活用できるはずで。しかし、第</p> | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|--|--------------------------|
| | | <p>一級陸上無線技術士から第四級アマチュア無線技士まで 23 もの幅広い無線従事者資格に対してこれらの制度や活動がどのように活用できるかは明確ではありません。したがって、この省令改正の施行後は、これら既存の CPD 制度や知識普及活動をそれぞれの無線従事者が効果的に活用可能とする体系化と制度化が必要であると考えます。</p> <p>(注) 電子情報通信学会 CPD 制度 https://www.ieice.org/jpn/cpd/cpdseido.html</p> | | |
| 53 | 個人 | <p>本件について、賛成致します。</p> <p>幾ら「趣味の無線」であるアマチュア無線従事者とは言え、最近の趨勢を無視して、昔ながらの知識を更新しないのは「アマチュアコード」に引っ掛かるのではないかと思います(「アマチュアは進歩的ある」)。</p> <p>しかし、資格の特性上、プロの従事者と同等にするのは難しく、今回の「努力義務」である所が妥当に思えます。</p> | 本改正案に賛成のご意見として承ります。 | 無 |
| 54 | 個人 | <p>アマチュア無線とは、金銭上の利益のためではなく、無線技術に対する個人的な興味により行う、自己訓練や技術的研究のための無線通信である。</p> <p>自己訓練という法の趣旨により他の無線従事者の資格のように一義的に再教育と言うのは馴染まない。抛ってこの制度からアマチュア無線に関する事項は外すべきと考える。</p> | <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ(ローカル 5G, LPWA 等)が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |
| 55 | 個人 | 「前項の規定により免許証の交付を受けた者は、無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならない。」のは、当然のことと思います。 | 本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、ま | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|--|--------------------------|
| | | しかし、アマチュア無線人口が減る一方の現在の状況を鑑みれば、無線従事者免許を取得している学童から高齢者までの幅広い老若男女に対して、一律に「最新の知識や技術の習得に努めること」を法律上の義務として強要することは、アマチュア無線人口の減少につながる恐れがあることから、無線従事者規則の一部改正案には反対です。 | たそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。 アマチュア無線人口の減少への対策として有資格者の指揮の下で無資格者がアマチュア無線設備を操作できる機会を拡大する等の制度整備を引き続き行って参ります。 | |
| 56 | 個人 | 『知識及び技能の向上を図るように努めなければならない。』について、当然そうすべきだと思います。 性善説で自発的に行動を求めるだけでなく、なんらかの具体的な施策が必要だと思われまます。 この考えを実行プランに落とし込むために使えるのは米国のPMP方式が良いと思われまます。従事者免許は生涯有効ではなく定期更新とするべきだと思います。その定期更新の時期までに一定の要件の時間をセミナー参加、自習、書籍出版、セミナー主催などを行う事で更新できる仕組みです。 無線従事者の人数が多い事から、1名あたりのコストは低く抑えられるので負担も低いと思われまます。 それに対する効果は非常に高いと思われまます。 技術立国日本の底上げにもなりますので是非、PMPなどを参考に進めて頂きたいと思われまます。 | 本改正案に賛成のご意見として承ります。 いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 | 無 |
| 57 | 個人 | 小学生の時に免許を取得し現在中学生です。アマチュア無線を楽しむ為に技術向上に努めています。 新たな義務を課さないで欲しい。 | 電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。 また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早い為、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えまます。 本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。 | 無 |
| 58 | 個人 | 既にアマチュア無線の場合、「金銭上の利益のためでな | 近年、新たなワイヤレス活用ニーズ(ローカル5G, LPWA等) | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|--|--------------------------|
| | | <p>く、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう」とあり、新たな努力義務的な条文は不要と考えています。また新たな利権確保にしか感じない。</p> | <p>が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | |
| 59 | 個人 | <p>改正案では、全ての無線従事者が対象となっていますが、各級アマチュア無線技士については、この対象外とすることを要望します。</p> <p>その理由は以下の3点の通りです。</p> <p>1) アマチュア無線は、アマチュア、すなわち「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究」と総務省令電波法施行規則第4条第1項第24号に規定されています。</p> <p>日々行うアマチュア無線の業務こそが自己訓練であり、改正案にある「無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図る」ことになっております。</p> <p>あらためて、知識及び技術の向上について規定する必要はないものと考えます。</p> <p>2) 前項1)にもある通り、アマチュア無線の業務は金銭上の利益を伴わず、個人の興味によって行うものです。そのため、他の業務のための無線局とは、性質が異なるものであると考えます。</p> <p>今回の改正案により、他の資格、一例として運転免</p> | <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G, LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|--|--------------------------|
| | | <p>許、危険物取扱者免状のような定期的な講習の受講により知識及び技術の向上を図ることが予想されます。しかしこれは、アマチュア無線業務を行う個人には、費用面での大きな負担増となることが予想されます。</p> <p>3) アマチュア無線技士は、一度資格を取得したらそのままではなく、常に最新の無線技術や各種法令の知識が必要となります。一例として無線機の操作方法、新しい電波形式の使用、無線局免許状の変更申請などが挙げられます。</p> <p>このことから、あえて改正案にあるような項目をアマチュア無線技士について規定する必要性は低いと考えます。</p> <p>また、アマチュア無線の周波数帯は、常に不法無線局の運用に悩まされ、電波法 80 条に基づく報告等を行っている現状があります。このことからアマチュア無線技士は、技術のみならず、常に最新の電波法、及び関連する諸法令についての知識を得てその業務を行っています。</p> <p>以上のことを踏まえ、今回の改正案の対象から、各級アマチュア無線技士を対象外とすることを要望します。</p> | | |
| 60 | 個人 | <p>無線局の免許を受けた者は技術、知識の向上は自己研鑽で磨くべくもので有る。</p> <p>アマチュア無線局の様に営利を目的としないで開局している資格まで法令で定める必要は無い。</p> | <p>本改正案に反対のご意見として承ります。</p> <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル 5G, LPWA 等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|--|--------------------------|
| | | | 全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。 | |
| 61 | 個人 | <p>横並びの関係として、電気工事士の免許はすでに定期的（毎年1回）の技能向上講習が第1種電気工事士に行われています。1種免許を維持するために毎年出費が生まれますので、費用対効果を考え、受けないことにしたので1種免許を返上して2種免許に下がりました。</p> <p>工事担任者資格はそれ自体はありませんが、それを含む資格が新しくできて情報通信エンジニア（ホーム、プロフェッショナル）として毎年1回有料講習が必要です。</p> <p>そして今回の無線従事者資格の知識と技能向上の努力義務化です。おそらくこれも似たように個人の出費を前提に制度化されると思います。当事者は一つの資格だけでは多様なIT工事に不十分なので多くの資格持つようです。しかし行政官庁は自分の所管の事だけ解決すれば済ませられます。縦割り行政で、どの官庁も似たようなことをやりだしたらきりがありません。</p> <p>縦の関係として、すでにある行政サービスの内部で自己完結させないで、その外周に新しく事業組織を設けて公的行政サービスの切り出し、下請けのように独立させ第2の納税システムで国民側の持ち出し生まれます。官庁ごとに新設すればいくつでも個人の負担は増える計算です。これで資格返上が生じれば、技術立国のための有資格増加には不利です。複数資格の場合2つ目からは無料による実施とすべきです（官庁の横連携）。技能、知識向上手当などが支給されると理想的です。努力向上は個人の事情で決めるべきです。ペーパー資格者は有資格のままであればOJTなどにより業務復活も可能でしょう。</p> | <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> <p>なお、工事担任者に係る講習については、工事担任者が努めるべき端末設備等の接続に関する知識及び技術の向上を図るための手段の一つとされているところ、総務省はその受講を義務付けてはいません。</p> | 無 |
| 62 | 個人 | 「前項の規定により免許証の交付を受けた者は、無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めな | 近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G、LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービス | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|--|---|--------------------------|
| | | <p>ければならない。」とあるが、この内容はアマチュア無線には当てはまらなると考える。</p> <p>なぜなら、本来、アマチュア業務とは、「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。」(電波法施行規則第3条第1項第15号)と定義されているように、アマチュア無線の場合には、常日頃から技術の向上を図っているものであるため、敢えて上記の規定によって努力義務を課すことは適当ではないと考える。</p> <p>従って、上記の規定を追加するにあたっては、「但し、アマチュア業務については、この限りではない。」等の但書きを設けることによって何らの努力義務が発生しないようにして頂きたい。</p> <p>一方、首都圏近郊においては、定常的にアマチュア無線を違法に業務に使用している者が多数見受けられる。</p> <p>監督官庁にあっては、無免許の者は当然のことながら、免許証の交付を受けた者であっても、これら違法局を運用する者に対しては、もっと積極的に取り締まり、罰則を強化するような規定を設けて欲しい。</p> <p>以上、よろしくお願ひ致します。</p> | <p>が提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えずに効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いので、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> <p>不法電波の取り締まりを始めとする、電波の適正な利用環境の保護に向けて取り組んで参ります。</p> | |
| 63 | 個人 | <p>アマチュア局からの意見です。技術の向上とは何をどのように向上するのか、何を目的としているのか抽象的かつ範囲が広すぎると考えます。反対に技術基準適合・保障認定などの設備要項の縛りがきつく、更に申請・審査・許可項目が非常に多いため自由な発想での技術開発・設備開発・設備改善などの知識・技術の向上が阻害されていると考えます。技術向上を求めるのなら、阻害要因を排除したうえで求めるべきと考えます。</p> | <p>電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えずに効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> <p>また、ご指摘のアマチュア無線局の免許手続きについて、本年4月にアマチュア無線局がデジタルモードの通信を行う場合の手続きの簡素化等を行いました。引き続き手続きの簡素化に向けた検討をして参ります。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|---|--------------------------|
| 64 | 個人 | <p>【直ちに積極的な賛成とはしがたい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ワイヤレス IoT 人材の裾野を広げていく取組について」全般的な方向性は賛成。 ・しかし「アマチュア無線」の最大の特徴である多様性を鑑みると、「設備の操作」に特化することによる弊害（設備の操作のみがアマチュア無線業務の主流である、との誤解の発生など。これではかえってすそ野を狭めてしまう。）は小さくないと推察。よって、「知識及び技術の向上」の対象はアマチュア無線技士それぞれの年齢・身体機能・嗜好あるいはそれまでの業務経歴。その他背景に応じ非常に広範な選択肢が用意されるべきである（目的意識あるいは方向性が共通のいわゆるプロ資格とは、相当な差異がある点に配慮いただきたい）。 ・現在のアマチュア無線国家試験に求められる以上の「知識・技術」を取得後に要求するのはダブルスタンダードになり、（プロ資格ではないアマチュア無線の世界では）なじみにくい。 ・罰則がない努力義務とはいえ、何らかの努力に対する正しい評価方法の明示が必要ではないだろうか。 ・他方、アマチュア無線技士資格を終身免許制度から変更し、例えば5年ごとに更新講習会の受講を義務化する、という事であれば講習内容は国家試験の問題に準拠する範囲で適切と思われる。 ・電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の八の規定に基づき日本のアマチュア無線従事者資格相当を所持している者とみなされる方への適用（はされないのだろうが、それは法の下での平等に反する）に関してさらに整理が必要と思量。 | <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G, LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えることなく効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いといわれている一方、無線従事者資格は生涯有効な資格であり、更新等の義務がありません。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |
| 65 | 個人 | <p>無線従事者免許を受けた者に対し、無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図る努力義務を課すことについては、以下が確実に実行されることを条件として賛成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部において、今回新設される義務が法的な義務と誤解さ | <p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>本改正案は、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ最新の電波法令</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|--|--------------------------|
| | | <p>れているので、あくまで「努力義務」であることを周知されたい。</p> <p>・IT人材の育成にアマチュア無線の活用が提案されており、アマチュア無線技士の知識及び技術の向上を図る事業を行う組織に対する予算措置を講じられたい。</p> | <p>に基づくルールを含む知識及び技術を持つことに努めることを規定するものです。</p> <p>また、アマチュア無線技士の知識及び技術の向上を図る事業を行う組織に対する予算措置についてはご要望として承ります。</p> | |
| 66 | 個人 | <p>1. 結論 省令改正案にアマチュア無線従事者免許証を受けた者を対象とすることに反対する。アマチュア業務は対象外とするのが妥当である。</p> <p>2. 理由</p> <p>1) アマチュア業務はその定義（電波法施行規則第3条第1項第15号）より必要に応じ最新の知識や技術の習得に努めてきた経緯がある。</p> <p>2) また、アマチュア業務であるから、個人的興味、自己訓練、通信技術的研究の目標、到達度には大きなばらつきがあり、1つのガイドラインで縛ることは目標・到達度が明確なアマチュア業務以外すなわちプロ業務と明確に異なる点である。</p> <p>3) 一方で、アマチュア業務の定義は変わっておらず、国際的にも国際電気通信連合の定義とほぼ同じ定義である。</p> <p>4) 海外でアマチュア業務に対し、無線設備の操作にかかわるスキルアップの努力義務が汎用的に法的に課される事例は知りえない。</p> <p>5) 今回のような努力義務は、業種を問わず職業的資格に対して課されるのが一般的である。</p> <p>6) アマチュア無線の無線従事者は従事者免許証の取得のみでアマチュア無線局を開設していないものも多い。</p> <p>7) 日本では、運用するための無線従事者免許証と、電波法に基づいた無線局免許状が必要である。アマチュア無線従事者免許の保有者は300万人におよぶ一方でアマチュア無線局数は40万局にとどまる。その実態から実際に今回のような努力義務を無線従事者免許証保有者すべ</p> | <p>近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G, LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えずに効率的に電波を使用することが求められます。</p> <p>また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いいため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。</p> <p>本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。</p> | 無 |

| No. | 意見提出者 (順不同) | 案に対する御意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏 まえた案の修 正の有無 |
|-----|----------------|---|---|--------------------------|
| | | てに課すことは現実的に不可能である。 8) アマチュア業務については、明示的に定義されその他の業務すなわちプロ業務との違いが明確にされており、分離することが可能である。 | | |
| 67 | 個人 | 現行の無線従事者免許証の交付制度は昭和25年度から始まり、現在にいたりますが、初心者向け資格から上級に至るまで所有者が取得過程で得る知見、知識が向上の原資であり、わざわざ規定を制定する必要性が見られません。もっとも取得時に貼る写真は総じて若年時のものであり、写真の貼り換えの必要性があるなら今回の省令案以外で設定すればと考えます。アマチュア無線技士については取得者が減少していますが資格が必要とせず情報取得ができるようになったことも減少原因ですが、取得者は自己研さんで日々向上につとめているので明文化は不要です | 近年、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G、LPWA等）が増え、様々な分野において電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大しています。電波の利用に当たっては、アマチュア無線を含む全ての無線システムは他の無線システムへ有害な混信を与えずに効率的に電波を使用することが求められます。 また、ワイヤレス分野では習得した知識の陳腐化が早いため、無線従事者は常に最新の知識を習得することが重要であると考えます。 本改正案は、電波利用が拡大する中で有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。 | 無 |
| 68 | 個人 | アマチュアについては趣味として無線通信を行うもので、有線通信の業務とは全く考えが異なると思いますので反対です。法改正などを無線従事者に伝えたいのであれば、官報に加え、無線局免許の更新時や、電波利用料の支払い関係書類に資料を添付されては如何でしょうか？ | 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。 法令等の改正や新しい技術に情報について、HP等による情報発信について努めて参ります。 | 無 |
| 69 | 個人 | アマチュア業務とそれ以外で、分けて規定してほしい。 (具体的には、資格別、等級別に分けてほしい) 関係当局は、インターネット等を活用して、知識及び技術向上等の情報などを提供してほしい。 | 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、アマチュア無線を含む全ての無線従事者資格を有する者が自らの責任において、またそれぞれの環境に応じ無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めることを規定するものです。 法令等の改正や新しい技術に情報について、HP等による情報発信について努めて参ります。 | 無 |

(注1) 上記提出意見のほか、意見募集対象について明らかに言及しておらず、無関係だと判断されるものが2件ございました。